

第三次地域管理経営計画書

(揖斐川森林計画区)

計画期間	自	平成21年4月1日
	至	平成26年3月31日

中部森林管理局

この地域管理経営計画書は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づき、同法第4条の管理経営基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和して、対象とする国有林野の自然的、社会的諸条件の特性に応じた管理経営の基本となる事項について、あらかじめ国民の意見を聞いた上で中部森林管理局長が定める計画である。

この地域管理経営計画（以下、「本計画」という。）の計画期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間である。

目 次

はじめに	．．．	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	．．．	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	．．．	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	．．．	3
(3) 流域管理システムの推進に必要な事項	．．．	5
(4) 主要事業の実施に関する事項	．．．	6
(5) その他必要な事項	．．．	7
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	．．．	7
(1) 巡視に関する事項	．．．	7
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	．．．	8
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	．．．	8
(4) その他必要な事項	．．．	9
3 林産物の供給に関する事項	．．．	9
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	．．．	9
(2) その他必要な事項	．．．	10
4 国有林野の活用に関する事項	．．．	10
(1) 国有林野の活用の推進方針	．．．	10
(2) 国有林野の活用の具体的手法	．．．	11
(3) その他必要な事項	．．．	11
5 国民の参加による森林の整備に関する事項	．．．	11
(1) 国民参加の森林に関する事項	．．．	11
(2) 分収林に関する事項	．．．	11
(3) その他必要な事項	．．．	11
6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	．．．	12
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	．．．	12
(2) 地域の振興に関する事項	．．．	13
(3) その他必要な事項	．．．	13

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、平成10年以降、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから、公益的機能の維持増進を旨とするものに転換するなど抜本的な改革を実施してきたところである。

また、平成18年に策定された新たな「森林・林業基本計画」では、水を育み国土を守る森林を緑の社会資本と位置づけ、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展を基本理念として、多様で健全な森林の育成・整備、国産材の安定供給などを進めることとし、国有林野事業においては、保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存等と合わせ、民有林関係者との一層の連携の下、流域全体の視点に立った治山事業の効果的、効率的な実施、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの整備、民有林からの供給が期待しにくい樹種等を含めた林産物の持続的、計画的な供給、研修等のフィールドの提供や技術者の派遣等の取組を推進することとした。

さらに地球温暖化防止の観点から平成14年に策定された「地球温暖化防止森林吸収源10年対策」、平成20年に改定された「京都議定書目標達成計画」及び「美しい森林づくり推進国民運動」等を通じて、効果的、効率的な間伐の推進に取り組むことが、重要な課題となっている。

加えて、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等森林に対する国民の多様な要請、特に地球温暖化防止、生物多様性の保全については国有林への期待が大きいことを踏まえ、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」として、国民に具体的な成果を示す取組の展開が必要とされているところである。

本計画は、このような国有林野を取り巻く状況を踏まえ、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を推進するとともに、各々の課題に国有林として率先して取り組むこととし、今後5年間の揖斐川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

本計画の対象は、揖斐川森林計画区の本巢市、揖斐川町に所在する国有林野9,962haである。

当計画区の国有林野は、揖斐川上流の福井県との県境周辺に主として位置し、林分内容は、ブナ、ナラ等の天然林が88%を占め、登山や自然観察など森林を利用したレクリエーションの場として、多くの人々に利用され、揖斐関ヶ原養老国定公園や揖斐県立自然公園等の自然公園にも指定されている。また、地形が急峻で地質的にも不安定な箇所が多いことから、国有林野の全域が保安林に指定されており、豪雨災害等により森林整備に対する関心が高まる中で山地災害防止、地域の水源としての役割を担っている。このため、当計画区では、山地災害防止や水源かん養機能等保安林の機能を高度に発揮させるように管理経営を行うこととする。

具体的には

- ① 公益的機能の維持増進を旨とするとともに、国民の多様な要請に適切に対応するため、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しながら、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって、次の3つの機能類型に区分し、民有林の森林施業との連携に配慮しつつ、区分に即した多様で健全な活力のある森林の整備・保全を推進し、それぞれの目的に応じて適切な管理経営を行うこととする。

- 「水土保全林」 土砂流出・崩壊の防備、水源かん養等安全で快適な国民生活を確保することを重視する森林
- 「森林と人との共生林」 原生的な森林生態系等貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場としての利用を図ることを重視する森林
- 「資源の循環利用林」 公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材の効率的な生産を行うことを重視する森林

- ② 森林の有する公益的機能を発揮させるとともに、地球温暖化防止森林吸収源対策を推進するため、間伐等の森林整備の計画的な実施や、長伐期化・複層林化・天然力を活用した針広混交林化等多様な森林の整備を推進することとする。
- ③ 国有林材の安定供給システムや、作業路網の整備と高性能林業機械による低コスト・高効率作業システムへの取組により、木材の安定供給に努めることとする。
- ④ 流域の特性に応じた森林整備や木材の安定供給の推進等にあたっては、岐阜県や関係市町村等との情報交換、研修等のフィールドの提供等を積極的に行い、民有林との連携強化を図ることとする。
- ⑤ 開かれた「国民の^{もり}森林」の実現に向けた、保健・文化・教育的な活動の場としての国有林野の活用、ボランティア団体等と連携した森林整備、森林・林業及び国有林に対する理解促進のための森林環境教育、国有林モニター制度の活用等による双方向の情報発信等の取組を推進することとする。

以上のことを踏まえ、当計画区における地域ごとの重点的に行うべき管理経営は次のとおりとする。

ア 能郷地域（越波、大河原、能郷、門入、川上国有林）

当地域は、能郷白山を中心とする福井県、滋賀県との県境で、本巢市北部、揖斐川町北部に位置し、岐阜県自然環境保全地域にも指定されている国有林野9,298haであり、ブナを主とし、ナラ、カエデ等が混交する天然林が大部分を占めている。

(ア) ブナの遺伝資源を保存する森林は、自然環境の維持を図ることが期待されているため、森林と人との共生林に区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 急峻で地形・地質等の条件から山地災害防止機能の発揮が期待されている森林は、水土保持林に区分し管理経営を行うこととする。

イ 揖斐川地域（川尻、檜原谷、足打谷国有林）

当地域は、揖斐川町中部及び南部に位置する国有林野 664ha であり、大部分が人工林であり、ヒノキを主体とした林分が多い。

(ア) 水源かん養機能等の発揮が期待されている森林は、水土保持林に区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 分収育林については、資源の循環利用林に区分し管理経営を行うこととする。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

国有林野の管理経営に当たっては、以下のとおり機能類型に応じた適切な管理経営を実施することとする。

なお、機能類型区分ごとの管理経営の指針については、別冊「管理経営の指針」によることとする。

① 水土保持林に関する事項

水土保持林については、次の2つのタイプに区分して取り扱うこととする。

ア 国土保全タイプ

国土保全タイプの国有林野（当該計画区の65%）は、主に土砂の流出、崩壊の防備等山地災害防止機能の発揮を第一とし、そのため根系が深くかつ広く発達し、下層植生の発達が良好な森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

具体的には

(ア) 針広混交林等既に望ましい状態となっている森林は、現状を維持することとする。

(イ) 天然力の活用によりの確な更新が図られると認められる林分については、育成複層林施業、天然生林施業によることとし、択伐等によって、針葉樹・広葉樹、深根性樹種・浅根性樹種が混交するように努めることとする。

(ウ) ヒノキ等の人工林については、択伐・間伐等により育成複層林施業等を実施し、針広混交林への誘導に努めることとする。

イ 水源かん養タイプ

水源かん養タイプの国有林野（当該計画区の4%）は、主に湧水緩和や水質保全等

水源かん養機能の発揮を第一とし、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の発達が良好で、諸被害に強い森林を目標とし、それぞれの森林の現況等に応じた森林施業を行うこととする。なお、水源かん養機能の確保に留意しつつ、森林資源の有効利用も図ることとする。

具体的には

- (ア) 周辺の森林資源の状況等から、将来にわたって人為を積極的に加えていくことが適切と判断されるヒノキ等の育成単層林においては、伐期の長期化を図り間伐を繰り返すなかで、下層植生が発達した林分構造を維持しつつ、育成単層林施業を実施する。
- (イ) 特定の水源の保全、景観維持等を図るために必要な林分については、択伐等により育成複層林施業等を行い、複数の樹冠層を構成する森林に誘導することとする。
- (ウ) 天然林においては、人為あるいは天然力を活用した更新が可能な林分について、択伐等により育成複層林施業、天然生林施業を行い、複数の樹種及び樹冠層を構成する森林に誘導することとする。

水土保持林の面積

(単位：h a)

区 分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面 積	6, 4 6 3	3 9 4	6, 8 5 7

② 森林と人との共生林に関する事項

森林と人との共生林については、次のタイプに区分して取り扱うこととする。

ア 自然維持タイプ

自然維持タイプの国有林野（当該計画区の31%）は、主に原生的な森林生態系の維持等自然環境の保全機能の発揮を第一とし、そのため良好な自然環境を保持する森林、学術的に貴重な動植物の生息に適している森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

具体的には

- (ア) 森林施業は、原則として自然の推移に委ねることとする。
- (イ) 貴重な植物群落の保護に資するため、三周ヶ岳のブナ林等を引き続き保護林として管理していくこととする。

イ 森林空間利用タイプ
設定なし

森林と人との共生林の面積

(単位：h a)

区 分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計
	うち、保護林	うち、レクリエーションの森	うち、保護林	うち、レクリエーションの森	
面 積	3, 0 7 2	1, 963	—	—	3, 0 7 2

③ 資源の循環利用林に関する事項

資源の循環利用林の国有林野（当該計画区の1%）は、公益的機能の維持増進に配慮しつつ、地域の自然的条件、経済的条件等を勘案して、安定的かつ効率的に木材を生産することに努め、計画に沿った適切な施業を実施し、主伐実施後は公益的機能の低下を招かぬよう早期の更新と適切な施業を推進する。なお、当地域の資源の循環利用林は、すべて分収林であり、分収契約に基づき公益的機能の維持増進にも配慮しつつ適切に管理経営していくこととする。

資源の循環利用林の面積

(単位：h a)

区 分	林業生産活動の対象	その他産業活動の対象	計
面 積	3 3	—	3 3

(3) 流域管理システムの推進に必要な事項

国有林野の管理経営にあたっては、流域を単位として私有林、国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、流域の課題やニーズの的確な把握、森林計画等の策定のための意見調整、林業事業者の育成等について私有林関係者等と連携して推進する必要がある。

このため、市町村森林管理委員会等の場を通じて、流域管理推進アクションプログラムの実施や一層の私有林関係者との連携を図ること等により、国民の森林^{もり}に関する要請を踏まえ、流域の特性に応じた森林整備等を先導的・積極的に取り組むこととする。

このような中で、以下に掲げる事項を重点的に取り組むこととする。

- ① 市町村等との連携強化を通じた流域の課題や地域ニーズの的確な把握に努める。
- ② 市町村森林管理委員会等の各種会議への積極的な参加により、私有林及び関係機関と

の連携を図る。

- ③ 民有林と国有林が連携した間伐等の施業連携に向けた取組みを検討する。
- ④ 民有林林道等の計画との調整を図り、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備に向け連携を推進する。
- ⑤ 低コスト・高効率作業システムの普及・推進に努める。
- ⑥ 林業技術の開発及び普及・啓発を推進する。
- ⑦ 流域のニーズに応じた技術開発や研修に必要なフィールドの提供を推進する。
- ⑧ 当計画区の森林整備や保全を図るため、地元市町村やボランティア団体等と一体となった取組みを推進する。
- ⑨ 下流の都市部住民等国民各層への森林、林業に関する理解を深め、協力を得るため、森林の利用の促進や体験林業等を通じた森林環境教育を推進する。

(4) 主要事業の実施に関する事項

当計画期間における伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりであり、これらを適切に実施することにより、健全な森林の育成・整備に努めることとする。特に間伐等については森林吸収源対策として、第一約束期間（平成20年から24年）を念頭に着実に実施することとする。

なお、

- ① 労働安全衛生の確保
 - ② 公益的機能をより重視した施業方法への転換に応じた伐採・造林等の技術の向上
 - ③ 高性能林業機械の活用などを通じたコスト縮減
 - ④ 計画的な事業の発注による林業事業体の育成・強化
- 等を推進し、民有林行政との連携を図りつつ、事業の円滑・効率的な実施に努めることとする。

ア 伐採総量

(単位：m³・ha)

区分	主伐	間伐	計
計	4,511	9,189(115)	13,700

注：()は、間伐面積である。

イ 更新総量

(単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	計
計	10	—	10

ウ 保育総量

(単位：h a)

区 分	下 刈	つる切	除 伐	枝 打
計	3 4	—	2 2	—

エ 林道の開設及び改良総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	—	—	1 2	2 4 0

(5) その他必要な事項

治山事業の計画的な実施

当計画区は、地形が急峻で、根尾谷断層・温見断層等多くの断層が走り、脆弱な地質構造のため山地荒廃の素因を有し、荒廃の誘因となる多雨・多雪地域に属するため、近年でも平成16年の豪雨災害や平成18年の豪雪災害により、造林木被害や山腹崩壊等が発生している。

このようなことから、治山事業については、土砂の流出防止等災害に強い安全な国土づくりを進めるとともに、中京圏の重要な水源地帯であることを踏まえ、水源かん養機能の強化及び豊かな環境づくりなど森林の持つ多面的機能を高度に発揮させることを基本方針として、民有林治山事業、森林整備事業等との密接な連携の下に、総合的かつ計画的に推進することとする。

また、大規模な山地災害発生には専門技術を有した職員を現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、迅速な災害対策、二次被害防止対策を図ることとする。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

ア 当計画区は、優れた自然景観を呈する森林等が多く、春季は入林者が多くなってくる時期と乾燥期が重なり山火事発生の危険性が増大するため、地元市町村等と連携を密にして山火事防止の啓発活動及び巡視を行うこととする。

イ 動植物の保護、自然環境の保全や不法投棄防止の啓発等に努め、特に利用者が増加するシーズンには林野巡視等を強化することとする。

② 境界等の保全管理

国有林野を適切に管理経営していく上で、民有地との境界の保全管理は重要であることから、境界標、標識類の巡検及び境界の巡視等を行うとともに、貸付地等の状況把握を行い、その適切な保全管理に努めることとする。

また、森林の適切な管理に必要な歩道の維持管理に努めることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害については、被害の早期発見に努めるとともに、発見した場合は関係行政機関等と連携しながら適切かつ効果的な防除に努めることとする。

近年、カシノナガキクイムシによる被害が発生しており、そのまん延を防止するため、県・市町等を通じた民有林との連携の下、防除に努めることとする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

希少な野生動植物が生息・生育する森林の保全、生物多様性の維持等が一層重要となっていることから、引き続き保護林の適切な管理を通じて、優れた自然環境を有する森林等の適切な保全・管理に努めることとする。

また、保護林の状況を的確に把握し、設定目的に照らして評価する観点から、保護林モニタリング調査を実施し、調査結果を蓄積することにより、個々の保護林の状況に応じたきめ細やかな保全・管理を推進する。

保護林

種 類	箇 所 数	面 積 (h a)
林木遺伝資源保存林	1	9
植物群落保護林	3	1, 954
総 数	4	1, 963

注) 各保護林の設定目的は、以下のとおりである。

- ・林木遺伝資源保存林：

主要林業樹種と希少樹種等に係る遺伝資源の保存

- ・植物群落保護林：

国又は地域の自然を代表する植物群落、歴史的・学術的価値の高い個体等の保護

② 緑の回廊

ア 福井県と岐阜県の県境部の脊梁部が中心となる「越美山地緑の回廊」について、野生動物の日常行動の把握、季節移動時の経路の確保、分断された個体の交流や個体群の遺伝的多様性の確保を図るとともに、植物についても、動物による花粉媒介や種子散布を通じて交配拡大を図るなど、より広範で効果的な森林生態系の保護や生物多様性の保全に努める。

イ 緑の回廊内の森林の構造と野生動物の生息実態の関係を明らかにする観点からモニタリング調査等を行い、結果については、今後の緑の回廊の設定及び取扱いに反映させることとする。

緑の回廊

名 称	延長 (k m)	面積 (h a)
越美山地緑の回廊	6 0	7, 2 6 0

(4) その他必要な事項

森林獣害については、被害の早期発見に努めるとともに、適切かつ効果的な防除に努めることとする。

また、ツキノワグマ及びニホンジカによる被害について、被害の実態に応じ、予防等の措置を講ずることとする。

さらに、鳥獣による各種被害対策や岐阜県が策定した「第10次鳥獣保護事業計画」の取り組みに当たっては、県・市町・関係団体等と連携を図りつつ対応することとする。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

① 木材の供給

森林の持つ多面的機能の発揮の観点から、森林の主要な機能の一つである木材生産について、分収育林等の立木公売及び間伐等の森林整備を通じて伐採されるヒノキ、スギ等の有効活用も考慮しながら木材の供給に努めることとし、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの普及・推進に民有林と連携して努めることとする。

② 木材の販売

間伐等により搬出される低価格な一般材等については「国有林材の安定供給システム販売」による需要・販路の拡大を図るなど、樹材種の特質に応じた効果的な販売を推進することとする。

注：国有林材の安定供給システム：

需要・販路の拡大を図る必要のある一般材及び低質材について、一定の要件を満たす工場等と国との間で協定を締結し、計画的に販売することにより、その需要・販路の確保・拡大を図るとともに、併せて地域の中核的な流通・加工の担い手の育成等に資することを目的としたシステム。

(2) その他必要な事項

- ① 国有林における森林整備を推進するため、それを通じて生産される国有林材の利用促進が不可欠であるとともに、木材は、再生産可能な資源であり、他の素材と比較して製品製造時の消費エネルギーが少なく、炭素を長期間貯蔵できる素材であることから、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」、「農林水産省木材利用拡大行動計画」等に基づき、木材利用促進を図るため以下の取り組みを推進することとする。

ア 「京都議定書目標達成計画」に基づき、地域材利用の意義等に関する普及啓発活動（木づかい運動）の展開等を通じて、県・市町等と連携して、公共施設などの木造化・内装の木質化、間伐材の土木事業への活用及び木質バイオマス利用等の推進について、関係機関などに要請するとともに、地域材利用の積極的な普及・啓発に努めていくこととする。

イ 庁舎等の新改築に当たっては「国産材」及び「合法木材」の使用を条件とした木造化、内装の木質化を推進するとともに、治山事業等における森林土木事業に当たっては、木材の特質を考慮しつつ、間伐材を積極的に利用するなど、自らも国産材の利用推進に取り組むこととする。

- ② 森林花木、土石等国有林野に有する多様な資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な販売に努めることとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

- ① 当計画区は、主として能郷白山を中心に揖斐川上流部に位置し、森林の良さを活かした緑豊かな生活空間等としての活用が期待されていることから、箇所ごとの森林の特徴、利用の形態、地域の要請等を踏まえ、それぞれにふさわしい景観の形成等を図ることとし、地元市町村と調整を図りながら活用を推進する。
- ② 地域の社会的、経済的状況を考慮して、公用・公共用施設への活用をはじめ、地域における産業の振興、住民の福祉の向上など地域社会の活性化に資するよう、地方公共団体の要請に応じ「市町村の森」等による国有林野の活用を積極的に推進することとする。

注：市町村の森

環境保全、保健休養等の優れた価値を有する森林について、地域振興、地域の豊か

な生活環境の確保の観点から、地方自治体が森林公園等の用地として取得し、整備する森林。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の方法は以下のとおりである

- ① 国民の保健・文化・教育的利用に係る施設整備等……………貸付
- ② 「市町村の森」……………売払い
- ③ 県道等道路用地……………売払い
- ④ 国道・砂防ダム敷等……………所管換

(3) その他必要な事項

活用に当たっては、森林の持つ公益的機能との調和を図り、併せて、地元市町村等が策定する土地利用計画等との必要な調整を図りつつ、推進することとする。

県・市町やボランティアなどの各種団体の国有林野を活用した活動に対して積極的に協力を行う。

5 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

① 「国民参加の森林づくり」を推進するため、ボランティア、NPO等による自主的な森林整備活動等のフィールドとなる「ふれあいの森」（注1）の設定に向け市町村等を通じた各種団体等へのPR活動などを積極的に取り組むこととする。

また、夜叉ヶ池一帯においては、国内希少野生動植物（IA種）に指定されている「ヤシャゲンゴロウ」の生息環境とその周辺一帯の動植物を保護・保全することを目的に関係機関との連携のもとボランティア団体を主体とした活動を展開することとする。

② 地域の伝統行事や伝統文化の継承等に貢献するための「木の文化を支える森づくり」（注2）の設定に向けて、市町等への情報の提供などPR活動を図ることとする。

(2) 分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力していこうとする国民や法人等の要請に応えるため、分収林制度を活用し、特に下流域の市町村や学校等が行う分収造林や都市部企業等が「法人の^{もり}森林」（注3）により社会貢献活動として行う森林づくりを積極的に推進することとする。

(3) その他必要な事項

① 森林環境教育の推進

ア 学校、県・市町、企業、ボランティア団体、NPO、地域の森林所有者や森林組合などの民有林関係者等の多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとし、次代を担う子供達はもとより国民全体で森林・林業を支えとの理解を醸成することを目標として学校等が国有林野で体験活動などを実施するための「遊々の森」（注4）林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的機能に関する普及啓発、情報

提供や技術指導等の多様な取組みを推進することとする。

イ その際、教職員やボランティア団体のリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、波及効果が期待される取組にも努めることとする。

② 森林整備等の協定の推進

森林整備や保全活動の要請に対応した企業・NPO等と森林管理署等との協定の締結等を積極的に推進することとする。

③ 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等、森林管理局、森林管理署等に設置した緑づくり支援窓口の活性化に努めることとする。

④ NPO等の支援の推進

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林の積極的な利用を推進することとし、特に自然再生、森林環境教育等に取り組むNPO等や教育関係者の活動支援及び情報提供、受け入れ体制整備に努めることとする。

注1：ふれあいの森

自主的な森林整備活動を行うボランティア団体等と森林管理署等との協定締結により、森林整備を行う制度。

注2：木の文化を支える森づくり

地域の伝統行事、伝統工芸、歴史的木造建築物等の継承に貢献するため、地域の協議会等と森林管理署等との協定締結により、国民参加による森林づくり活動を推進する制度。

注3：法人の^{もり}森林

一般企業等が社会貢献活動としての森林づくり、社会教育の場としての森林づくりを通して、国土保全、森林資源の造成を目的として整備を行う森林。

注4：遊々の森

学校等と森林管理署等との協定締結により、様々な体験活動の場として国有林野を利用する制度。

6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、各種試験地及び施業指標林の展示等を通じて地域の林業関係者等への指導及び普及を図ることとする。

また、林業技術の開発等にあたっては、地域のニーズに即して国有林野のフィールドを活用し、地域と一体的に推進することとする。

さらに、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着や低コスト造林の開発・導入等を図り、国有林野事業の実施を通じて、それらの民有林への普及に取り組むこととする。

(2) 地域の振興に関する事項

地域振興への寄与は国有林野事業の重要な使命の一つであり、森林の整備や国有林野の活用など、国有林野の諸活動と多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

(3) その他必要な事項

生物多様性の確保に配慮した森林の保全

管内の国有林野は、ブナ、ミズナラ等の広葉樹を主体とした揖斐川上流の豊かな森林生態系等を構成しており、地域の生物多様性の保全を図る上で重要な位置を占めている。

このため、当該国有林野の管理経営にあたっては、生物多様性の保全を含め期待される役割を十分に果たせるよう森林の健全性を維持・確保していくため、ここまで述べてきたように、三周ヶ岳周辺をはじめとする越美山地のブナ林等については保護林や緑の回廊として適切に保全・管理を推進するとともに、その他の森林については、適切な間伐の実施、針広混交林化、長伐期化等多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元、野生鳥獣被害対策、荒廃した植生の回復、利用者に対する利用ルールについての理解の醸成などに地域とも協働・連携し取り組むよう努めることとする。